

大阪PCB廃棄物処理施設への 入門許可申請手引書

平成17年11月

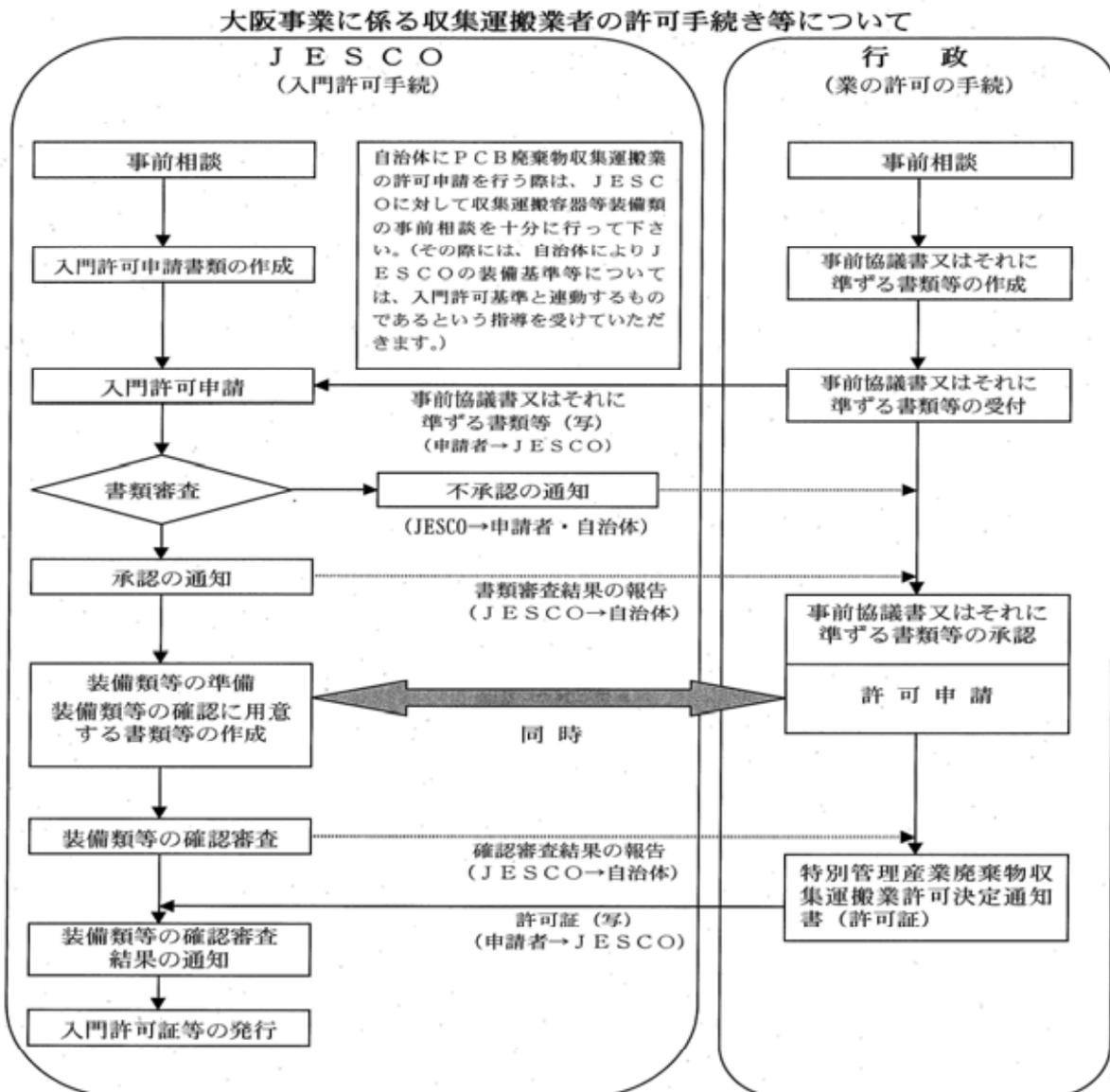
日本環境安全事業株式会社

はじめに

この手引書は、日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」といいます。）が大阪ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設にPCB廃棄物を搬入できる者として「大阪ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準」第2に規定する入門許可の交付を受けたい特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び自らPCB廃棄物を運搬しようとする者のための手引書です。

1. 申請の流れ

入門許可要綱の第5に示した入門許可の手順に従い、以下の流れで入門許可の審査を行います。



(注) 装備類等を完備した上で大阪市及びPCB廃棄物の保管事業者が存する自治体によるPCB廃棄物収集運搬業の許可を取得する場合は、書類審査と装備類等の確認審査の両審査を同時に行います。その際には、5～7の提出書類等を申請時に一括して提出していただきます。

2. 事前相談

(1) 受付時間

月曜日、水曜日及び金曜日（祝祭日を除く）の午前 10:00 から午前 12:00 及び午後 2:00 から午後 4:00 まで

あらかじめ電話でご予約の上、ご来所下さい。

(2) 受付場所

日本環境安全事業株式会社大阪事業所

〒552-0007

大阪市港区弁天1-2 30 オーク4番街プリオタワーオフィス7階701号

電話 06-6575-5575 担当 表（おもて）、林、熊井

平成18年2月より以下の住所に移転予定です。

大阪市此花区北港白津二丁目

なお、確定移転日及び移転後の電話番号につきましては、ホームページにてお知らせします。

3. 申請

(1) 申請時間

月曜日、水曜日及び金曜日（祝祭日を除く）の午前 10:00 から午前 12:00 及び午後 2:00 から午後 4:00 まで

(2) 受付場所

日本環境安全事業株式会社大阪事業所

〒552-0007

大阪市港区弁天1-2 30 オーク4番街プリオタワーオフィス7階701号

電話 06-6575-5575 担当 表（おもて）、林、熊井

平成18年2月より以下の住所に移転予定です。

大阪市此花区北港白津二丁目

なお、確定移転日及び移転後の電話番号につきましては、ホームページにてお知らせします。

(3) 申請方法

申請の受付は、上記(2)で行いますので、持参又は郵送若しくは宅配便にて、この手引書に記載する申請書類一式((4)に掲げる申請書及び5に掲げる関係書類)を提出して下さい。FAXによる受付はいたしません。ご持参いただく場合は、あらかじめ電話でご予約の上、ご来所下さい。

申請書類に不備がなければ受理し、その旨文書にて通知いたします。受理されたものでなければ、後の手続きは行いませんので、あらかじめご了承下さい。

(4) 申請書

J E S C Oが定めた申請書の様式によるものとします。

(5) 提出部数

2部(正本及びその写し1部。写しはコピーでもかまいません。)

4 . 審査及び決定

(1) 書類審査

申請書類を審査した結果、承認又は不承認となった場合、その旨を文書にて通知いたします。なお、承認を受けた者は(2)に示す装備類等の確認審査を行いますので、装備類等(運搬容器、運搬車両、GPSシステム、吸収材及び保険)の準備をして下さい。

(2) 装備類等の確認審査

承認を受け装備類等の準備ができましたら、6に掲げる書類等を、申請書類の提出と同じ要領で、J E S C Oに提出して下さい。

装備類(運搬容器、運搬車両、GPSシステム及び吸収材)については、用意していただいた装備類が、申請時に予め提出していただいた書類に適合したものであることを上記の書類等により確認させていただきます。

また、受入基準第8(2)及び入門許可要綱第4に規定する保険についても、同保険が受入基準及び入門許可要件に適合していること及び収集運搬開始時点で成立していることを上記の書類にて確認させていただきます。

(3) 入門許可証等の発行

装備類等の確認審査を行った後、審査結果を通知します。その後、PCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得できましたら、同許可証(写し)をJ E S C Oへ提出して下さい。入門許可証を発行します。なお、入門許可証、入門許可車両証及び入門許可者証は、大阪事業所で処理施設への入門に際して留意すべき事項等の説明を完了した後に手交致します。

(4) その他

入門許可を受けた特別管理産業廃棄物収集運搬業者は、その後適宜「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」に記載されている教育に関する実施状況記録、運搬容器に関する各種記録(運用記録、点検実施記録及び修繕実施記録)等の写しを提供していただきますのでご了承下さい。

5. 関係書類

関係書類は、以下のとおりです。申請時に入門許可申請書に下記の関係書類を以下の順番で綴じて提出していただきます。

No.	書類名
1	P C B 廃棄物に係る特別管理産業廃棄物事前協議書又はそれに準ずる書類等（写し）
2	申請者の印鑑証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの） 正本は原本を添付
3	申請者（法人の場合）の商業登記簿謄本（発行後 3 ヶ月以内のもの） 正本は原本を添付
4	事業計画書（作成方法は事業計画書の作成要領に従って行うこと。）
5	P C B 廃棄物の収集運搬作業従事者講習会を修了した者の一覧 修了証（写し）を必ず添付

6. 装備類等の確認の時点で用意する書類等

装備類等の確認時に以下の書類等を提出していただきます。

No.	書類名
1	申請時にあらかじめ提出した書類に適合したものであることが判断できる運搬容器（漏れ防止型金属容器、漏れ防止型金属トレイ）の写真
2	申請時にあらかじめ提出した書類どおりの試験方法で行った運搬容器の性能確認の結果が所期の判断基準に適合していることを示す書類
3	申請時にあらかじめ提出した書類に適合したものであることが判断できる運搬車両の写真
4	申請時にあらかじめ提出した書類に記載した吸収材と同一のものを備えたことを明らかにする納品書、写真等
5	G P S システム提供会社との契約書又は仮契約書（写し）
6	受入基準第 8（2）及び入門許可要綱第 4 に適合した付保内容、保険金額、加入予定日時になっていること示す付保証明書及び全ての保険の保険証券と保険約款（写し）、又は申込書（写し）

7. 装備類等の確認後、入門許可証等の交付の前に用意する書類

装備類等の確認後、入門許可証等の交付の前に以下の書類を提出していただきます。

No.	書類名
1	P C B 廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）

様式

整理番号	
------	--

平成 年 月 日

入 門 許 可 申 請 書

日本環境安全事業株式会社
大阪事業所長 殿

申請者
住 所
氏 名
(法人にあっては、本社所在地、名称及び代表者の氏名)
TEL
FAX

日本環境安全事業株式会社大阪ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に PCB 廃棄物を搬入できる者として「大阪ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準」第 2 に規定する許可を受けたいので、「大阪ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への入門許可要綱」に基づき、関係書類を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う PCB 廃棄物の種類及び事業対象地域を明らかにすること。）			
事業の範囲に係る事務所及び事業所の所在地	事務所 TEL		
事業の用に供する収集運搬施設の種類及び数量			
PCB 廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可番号	府・県・市	許 可 番 号	
安全管理責任者 運行管理責任者 PCB 廃棄物の収集運搬に従事する者	氏 名	役 割	PCB 廃棄物の収集運搬業従事者講習会終了番号
担当者又は担当部署	TEL FAX		

この様式に記載できない場合、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付して下さい。

事業計画書の作成要領

1．事業計画書の形態

事業計画書は、A4判サイズを原則とする。A3判サイズを使用する場合は、A4判サイズ折込を基本とします。

2．事業計画書の構成

事業計画書は、大阪ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設へ搬入するPCB廃棄物の収集運搬を遂行するための「体制」、「教育」、「装備類」及び「保険」について4に示す項目及び記載事項に従って記載して下さい。

3．事業計画書の内容

事業計画書は、必要に応じてそれらを裏付ける資料を添えて提出するものとし、事業計画書の作成にあたっては、以下の点に留意して下さい。

- (1) 関係法令、「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」「大阪ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準」及び「大阪ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への入門許可要綱」の内容及び要件に適合する計画であることを極力具体的、明確かつ簡潔に記載して下さい。
- (2) (1) に関して適合性が判断できない場合、申請者に不利な判断が行われることもあります。

今後、収集運搬対象とするPCB廃棄物の範囲や対象区域を拡大した場合、その拡大に伴い必要となる運搬容器、運搬車両、人員、収集運搬方法等について記載した事業計画書を改めて作成し、それを添付して変更申請を行って下さい。

4．事業計画書の項目、記載内容及び審査のポイント

事業計画書の項目、記載内容及び審査のポイントは別紙のとおりです。

項目	事業計画書		事業計画書に対する審査のポイント		該当項目	
	記載内容及び必要書類		書類審査の審査基準	装備類等の確認の審査対象		
1・体制 2・教育	人的能力の確保	1. P C B 廃棄物収集・運搬ガイドラインに規定された社内体制 (P C B 廃棄物特別管理産業廃棄物収集運搬業許可書類の写しで可)	安全管理責任者、運行管理責任者等を配置し安全管理体制を構築した社内体制となっていること。		受入基準第7 入門許可要綱 第4	
		2. 知識・技能 (1) 安全管理責任者等 財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する P C B 廃棄物の収集運搬従事者講習会を了したことを証する書類を提出すること。 (2) 収集運搬従事者 収集運搬従事者が、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する P C B 廃棄物の収集運搬従事者講習会を了した場合は、当該者が同講習会を了したことを証する書類を提出すること。同講習会を了した安全管理責任者又は運行管理責任者による社内教育による場合は、教育内容と実施に関する計画書を提出すること。なお、教育実施後速やかに報告書を提出すること。	左記講習会の合格証の写しとそこに記載された氏名とを照合すること等により、安全管理責任者等が左記の受講を了したと判断できるものであること。			
		3. P C B 収集・運搬ガイドライン 4 - 2 に基づき毎年度行なうこととなる収集運搬従事者の教育及び必要に応じての訓練において、次に掲げる「入門許可要件で定める知識・技能」に関する教育訓練(科目、頻度、教育方法等を具体的に示したもの)を的確に行うことを示す具体的な教育・訓練計画。 入門許可要件で求める知識・技能 受入基準の内容及び受入基準に適合した搬入を確実にを行うために、入門許可特別管理産業廃棄物収集運搬業者として行わなければならない事項の理解(次の事項についての教育内容、教育方法、教育効果の確認方法を具体的に記述すること) ・受入対象物 ・運搬容器(受入基準別表 1 . 2 の内容を含む。) ・運搬車両(同別表 3 の内容を含む) ・ G P S システム(同別表 4 及び 5 の内容を含む。) ・作業者の教育・訓練 ・緊急時の対応訓練 ・収集運搬の安全の確保等 ・水の付着等 ・搬入経路等 ・搬入時間帯 ・受入拒否 ・保険	収集運搬従事者の社内教育については、必要となる運転手等の収集運搬従事者が具体的に想定されており、かつそれらの方に対する教育・訓練のカリキュラム及び効果判定方法が適正かつ明確であり、かつ確実に実施できると判断できる教育・訓練の計画であること。			
3・装備類	(1) 運搬容器	漏れ防止型金属容器	1. 仕様・設計図 次の内容を網羅していること。 (1) 外形・強度 外形は次のとおり。 幅 2,000mm 以下×奥行 2,950mm 以下であって、かつ、高さが 2,050mm 以下であること。 容器本体に次の表示がされていること。 ア. 所有者又は管理者の氏名又は名称及び連絡先 イ. 容器の総自重 自重を含めて 5 t の重量があるときに、フォークリフトで持ち上げた場合又はクレーンで吊り上げた場合に、容器本体フォークポケット及びクレーン用吊り手にゆがみ、変形、破損その他の異常が認められないこと。 運搬する P C B 廃棄物に含まれる液量の 1 . 2 5 倍以上の空間容量を有し、同液量の 1 . 1 倍以上を吸収できる吸収材を入れることができること。 (2) 材質 ステンレススチール製であること。 (3) 構造 底面及び側面が密閉構造であり、蓋を閉めた時に雨水が内部に浸入しない構造であること。 蓋は容器が転倒しても容易に外れることがなく、かつ、内容物が飛散又は流出することがない構造であること。 底面には 4 方向からフォークリフトで荷役できるフォークポケットを有すること。 容器本体 4 隅及び蓋にクレーン用の吊手を有し、安全に持ち上げられる構造であること。 容器内面は容易に拭き取りができるように、複雑な形状及び表面の凹凸を避けること。 取り付け及び取り外しを容易に行うことができる仕切板による内部仕切ができる構造であること。 容器は、運搬時に転倒又は落下することのないように、運搬車両荷台に固定できること。 P C B 廃棄物を固定した状態での運搬中の急制動、急カーブ等の際に容器の形状が保たれるよう P C B 廃棄物を固定できること。 (4) インナートレイを用いる場合 クレーンで持ち上げることができるインナートレイであること。	使用しようとする運搬容器の全てについて、左記の性能(外形、材質、構造)を満たすと判断できる仕様書及び設計図面であること。	左記に適合したものであることが判断できる運搬容器の写真 (数種類製作した場合には、種類ごとの写真を用意すること。)	受入基準第 4 (1) (2) 受入基準別表 1 上欄

		2.性能確認試験の方法 上記の性能(外寸、強度、材質、構造)が確保されていることを確認する試験方法、判断基準	試験方法及び判断基準が上記1の仕様及び設計図面に照らし、適正かつ確実であると判断できるものであること。	左記の試験方法で行った性能確認の結果が所期の判断基準に適合していることを示す書類。	
	漏れ防止型金属トレイ	1.仕様・設計図 次の内容を網羅していること。 (1)外形・強度 外寸は次のとおり。 阪神高速道路を通行してPCB廃棄物を搬入することが可能な大きさであり、幅2,500mm以下であって、かつ奥行が3,700mm以下であること。 容器本体に次の表示がされていること。 ア.所有者又は管理者の氏名又は名称及び連絡先 イ.トレイの総自重 無負荷の状態ではクレーンにてトレイを吊り上げた場合に、トレイ本体及びクレーン用の吊手にゆがみ、変形、破損その他の異常が認められないこと。 トレイの壁面高さは、800mm以上又は200mmを下限として運搬するPCB廃棄物に含まれる液量の1.25倍以上の空間容量を有し、同液量の1.1倍以上を吸収できる吸収材を入れることができること。 (2)材質 ステンレススチール製であること。ただし、再使用しないトレイにあつては鉄製でもよい。 (3)構造 トレイの底面及び側面が密閉構造であること。 吊り下げるときに最も形状を保ちやすい4ヶ所にクレーン用の吊手を有し、安全に持ち上げられる構造であること。 容器内面は容易に拭き取りができるように、複雑な形状及び表面の凹凸を避けること。 PCB廃棄物を固定した状態での運搬中の急制動、急カーブ等の際に容器の形状が保たれるようPCB廃棄物を固定できること。	使用しようとする運搬容器の全てについて、左記の性能(外形、材質、構造)を満たすと判断できる仕様書及び設計図面であること。	左記の試験方法で行った性能確認の結果が所期の判断基準に適合していることを示す書類。 (数種類製作した場合には、種類ごとの写真を用意すること。)	受入基準第4(3) 受入基準別表2上欄
		2.性能確認試験の方法 上記の性能(外寸、強度、材質、構造)が確保されていることを確認する試験方法、判断基準	試験方法及び判断基準が上記1の仕様及び設計図面に照らし、適正かつ確実であると判断できるものであること。	左記の試験方法で行った性能確認の結果が所期の判断基準に適合していることを示す書類。	
	運搬容器の維持管理計画	運搬容器についてその健全な性能を確保するために必要な維持管理の実施計画を示すこと。その際、運搬容器の経年劣化、使用頻度等を考慮しつつ、次に示す事項毎に記述すること。 (1)使用前検査 次に示す内容を満たす使用前検査の実施方法を示すこと。 漏れ防止型金属容器の使用前検査の方法 容器の使用に当たっては、その都度、次に掲げる状態にあることを、目視で確認するとともに、収容しようとする物の重量及び容器の自重の合計が5t以下になることを確認すること。 ア.PCBの付着がないこと。 イ.錆等による腐食がないこと。 ウ.著しい損傷がないこと。 漏れ防止型金属トレイ使用前検査の方法 トレイの使用に当たっては、その都度、次に掲げる状態にあることを、目視で確認するとともに、収容しようとする物の重量及び容器の自重の合計が5t以下になることを確認すること。 ア.PCBの付着がないこと。 イ.錆等による腐食がないこと。 ウ.著しい損傷がないこと。 (2)定期検査の実施 運搬容器として有していなければならない性能が維持されていることを確認するための検査の実施計画、実施方法、判断基準を示すこと。	使用前検査及び定期検査の実施者、実施内容、記録の整備及び保存方法、異常があった場合の対応方法が具体的かつ適正であると判断できる運搬容器の維持管理計画であること。 定期検査の実施内容が運搬容器の経年劣化、使用頻度等を反映したもとなつていることが判断できる運搬容器の維持管理計画であること。		受入基準別表1下欄1 別表2下欄1
(2) 吸収材	吸収材	材質、性能等 次の条件を満たしているものであることを製品カタログ、製品試験結果で明確にすること。 材質はセルローズ系であり、形状はフェルト状又はブランケット状であること。 PCBを吸収しやすく、かつ水を吸収しにくいものであること。 PCBを吸収した状態で持ち上げたときに、容易に漏洩し、滴下し、又は流出しないものであること。 PCBを吸収した場合には、それが目視で判別できるものであること。 吸収材については、大阪PCB廃棄物処理施設での処理状況により、今後検討により変更を求めることがある。	左記の性能 ~ を満たすものであると判断できる資料が示されていること。	左記の吸収材と同一のものを備えたことを明らかにする納品書、写真等。	受入基準別表1下欄2 別表2下欄2

	<p>吸収材を容器内に立ち入らずに容易に取り出せる状態で使用するため、袋等に収容して使用する場合に記載すること。</p> <p>材質、性能等 次の条件を満たしているものであることを製品カタログ、製品試験結果で明確にすること。 材質はセルローズ系であり、形状はフェルト状又はブランケット状であること。 袋等に収容した状態でPCBを吸収しやすく、かつ水を吸収しにくいものであること。 PCBを吸収した状態で持ち上げたときに、容易に漏洩し、滴下し、又は流出しないものであること。 PCBを吸収した場合には、それが目視で判別できるものであること。 内部の吸収材がPCBを吸収したか否かについての判別が困難となることのないような色、厚さ等の生地を使用すること。 吸収材の袋等については、大阪PCB廃棄物処理施設での処理状況により、今後検討により変更を求めることがある。</p>	<p>左記の性能 ~ を満たすものであると判断できる資料が示されていること。</p>	<p>左記の吸収材の袋等と同一のものを備えたことを明らかにする納品書、写真等。</p>	<p>受入基準別表1下欄2 別表2下欄2</p>
(3) 運搬車両	<p>使用する予定の運搬車両が、次の要件を満たしているものであることを示す書類</p> <p>(1) 運搬車両は、阪神高速道路を通行することが可能であること。 (2) トレーラートラックで運搬する場合には、トレーラー(荷台部)全長13m以下の車両を使用すること。 (3) 漏れ防止型金属容器により運搬する場合には、フォークリフトにより車両側面から積み下ろせること。 (4) 漏れ防止型金属トレイにより運搬する場合には、漏洩がない限りトレーラーにそのトレイを固定した状態でPCB廃棄物を天井クレーンにより積み下ろすことから、トレーラーの高さは、その天井クレーンの吊手巻き上げ上限高さ8.0mを考慮したものであること。</p>	<p>使用する全ての運搬車両について、左記の条件に適合した車両であることが判断できる書類であること。 上記車両がPCB廃棄物の収集運搬業の許可を取得した際に申請した車両であることが判断できる書面(許可申請書の写し、車番が写った写真等)であること。</p>		<p>受入基準第5 受入基準別表3</p>
(4) GPSシステム	<p>1. NEC ネットエスアイ(株)のRouteviシステムを使用する場合は、その旨を記載すること。</p> <p>2. 上記以外のシステムを使用する場合は、JESCOのシステムと接続することができるものでなければならず、次の条件を満たすこと。 (1) 受入基準別表4に定める仕様に適合していること。 (2) 受入基準別表5に定める運用方法に適合していること。 (3) (1)及び(2)に適合していることが確認でき、JESCOのシステムと接続するためのシステム改造費用等を負担すること。</p>	<p>NEC ネットエスアイ(株)のRouteviシステム以外を使用する場合は、左記の(1)~(3)について具体的に示され、JESCOのシステムと接続可能であり、かつ、必要な付帯費用が負担できると判断できる書面であること。</p>	<p>GPSシステム提供会社との契約書又は仮契約書の写し</p>	<p>受入基準第6 受入基準別表4 受入基準別表5</p>
(5) 水の付着等	<p>1. 受入基準第9「搬入されるPCB廃棄物及び吸収材は、原則として雨水その他の水が付着し、又は吸着していないものでなければなりません。」を、実作業において実行する方法を示すこと。</p> <p>2. 漏れ防止型金属トレイを使用して運搬する場合について、受入基準別表第2「トレイ及びPCB廃棄物は、水が付着又は浸透しないよう防水シートで被覆する等必要な措置を講じて運搬すること。」を、実作業において実行する方法を示すこと。</p>	<p>作業方法が適切であると判断できる内容が、具体的に示されていること。</p> <p>作業方法が適切であると判断できる内容が、具体的に示されていること。</p>		<p>受入基準第9</p> <p>受入基準別表2 下欄5</p>
4・保険	<p>処理施設に搬入するために、PCB廃棄物を積み込み、運搬し、処理施設の受入工程に搬入するまでの一連の作業を行う際に、事故等により他人に与えた損害を賠償できるようにするために、自動車保険その他の適切な保険に3億円を下限として加入していること。(ただし、JESCOの処理施設でのPCB廃棄物の積降ろし作業は、JESCOが自ら行う。)</p>	<p>受入基準第8(2)及び入門許可要綱第4に適合した付保内容になっていると判断できる内容が具体的に示されていること。 無害化処理費用及び公共水域への漏洩が担保されることが具体的に示されていること。 当該保険が、搬入を予定している日時から付保されることになっていると判断できる内容が具体的に示されていること。</p>	<p>左記のとおり付保内容、保険金額、加入予定日時になっていることを示した付保証明書及び全ての保険の保険証券と保険約款(写し)又は申込書(写し)</p>	<p>受入基準第8 (2) 入門許可要綱第4</p>